共同防災組織設置 (変更) 届出書

Ħ	与町木	付長	(都道	有県	知事	<u>.</u>)				年	月		日
						殿							
					届	出者							
					/Ш								
						<u>住所</u> (#	同性公外を	果十 `	7 胜宁市3	と 孝の な		1	
							:同防災組織を設置 :人にあってはその						
						氏名							
						変更)しけ出まっ	たので、石油コーナ。	ンビ	ナート等	災害防」	上法第	写 1	9条
					_	~1							
共	同	防	災織		名	称							
組													
				事	務所	の住所							
共同防災組織に係る特定事業所 の設置の場所及び名称													
νэμ	人 [5]	12 t///)		<u>О</u> Д	۸1,			T 11 F	7 P.L. /// 1 P.				
	共	同	防	災	規	程	(別添のとおり)		司防災規制定(変		年	月	日
	Ź ·	, ,	12 4		,,,		()31141112 (40.2)		年月日		'	, •	
		*	受	付	欄			*	備	考			

(その2)												I		
	防	災	資		機	材	•	等					防災勢	要員
種	ĺ	共同防 事業備 の数量	のう 付け	ち最	大の数	数量	にけ	同防災 現に備 ている び性能	え付	備付の所	えけ場	につ	台(隻) つき置 ている	
大型化学消防	大型化学消防車													
大型高所放水	:車													
泡原液搬送	丰													
甲種普通化学消	防車													
普通消防車	Ī													
小型消防車	Ī													
普通高所放水	車													
乙種普通化学消	防車													
大型化学高所放	水車													
可搬式放水纸	流													
大型泡放水码	包													
普通泡放水桶	包													
耐熱服														
空気呼吸器又は 呼吸器														
泡消火薬剤														
オイルフェン														
オイルフェンス 船														
油回収船														
合 計														
その他の防災資機材								指揮者				人		
等									他の防	方災要	員			人
大容量泡放水砲等	付け	るべき	災組織に備え 、さ大容量泡)放水能力 数量及び			災組織に現 けけている 備 包放水砲の ^備 放水能力			付けの場所		所	防災要員		
1位寺														人
				*	備			考						
											_			

別紙

	大容量泡放水砲用防災資格	幾材等				
種類	自衛防災組織に現に備え付け ている数量及び性能等	備付けの場所				
ポンプ						
混合装置						
ホース						
大容量泡放水砲用 泡消火薬剤						
その他の防災資機 材等						
	防災要員					
勤務又は待機の場所	折					
	※ 備	考				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 様式(その1)について 共同防災組織に係る特定事業所の設置の場所及び名称の欄には、すべて の特定事業所について記入するものとし、すべての特定事業所について記 入できない場合にあっては、別紙として添付すること。
- 3 様式(その2)について
- (1) 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。
- (2) 1台(隻)につき置いている人員の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第20条の規定により置いている防災要員の数(同一の種類の防災資機材等を2以上備え付けており、当該防災資機材等につき置いている防災要員の数が同一でない場合は、それぞれの数)を記入すること。
- (3) 勤務又は待機の場所の欄には、防災要員の勤務又は待機の場所の名称 及び位置(同一場所でない場合は、それぞれの名称、位置及び防災要 員の数)を記入すること。
- (4) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないもの又は石油 コンビナート等災害防止法施行令若しくは石油コンビナート等におけ る特定防災施設等及び防災組織等に関する省令に定める能力未満の防 災資機材等の名称、数量及び能力を記入すること。
- (5) 石油コンビナート等災害防止法施行令第13条第1項の規定に基づき 大容量泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等にお ける特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第19条の2及び第 19条の4に関する防災資機材等について別紙の用紙を添付すること。
- (6) 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第4号イの規定に基づき,石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第26条の2の2第1項に規定する装置又は機械器具を有し、又は搭載している防災資機材等を備え付けている場合には、同項及び第26条の3第1項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
- (7) 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条の第1項第5号において準用する第16条第2項の規定に基づき、大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

4 別紙について

- (1) その他防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないものの名称、数量及び能力を記入すること。
- (2) 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。
- (3) 勤務又は待機の場所の欄には、防災要員の勤務又は待機の場所の名称 及び位置(同一場所でない場合は、それぞれの名称、位置及び防災要 員の数)を記入すること。
- 5 ※印欄には、記入しないこと。